

小さな気づきが大きな支えに ヘルプカード



ヘルプカードとは

障がいのある方などが普段から身につけておくことで、緊急時や災害時、困ったときに、**周囲の配慮や手助け**をお願いしやすくするものです。

※ヘルプカードでお願いする支援は誰でも行えるものです。

お願いしたい支援等は、カードの裏面に書いてあります。
○必要な支援など
(例)筆談でお願いします。



<p>あなたの支援が必要です。 ヘルプカード</p> <p> 八尾市</p> <p>地域福祉部障がい福祉課 電話:072-924-3838 うら面を見てください</p> <p>表面</p>	<p><私の情報></p> <p>氏名: _____</p> <p>住所: _____</p> <p>生年月日: ____年 ____月 ____日 血液型: 型</p> <p>(電話・FAX) 番号: - -</p> <p>障がいや病気の名称: _____</p> <p>かかりつけの病院: _____</p> <p>服用している薬等: _____</p> <p><緊急連絡先></p> <p>氏名: _____ (続柄) _____</p> <p>電話番号 - -</p> <p>氏名: _____ (続柄) _____</p> <p>電話番号 - -</p> <p>裏面</p>
--	---

見開き

ヘルプカードを見かけたら

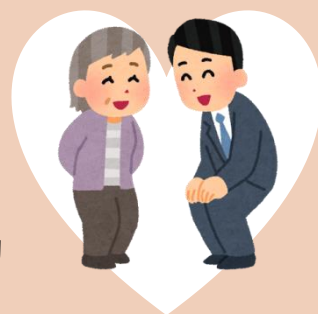
・電車・バスの中で席をお譲りください。

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。援助や配慮を必要とすることが外見から分からないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。



・駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。

突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。



・災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

視覚・聴覚障がい等による周囲の状況把握が難しい方、肢体不自由等による自力での迅速な避難が困難な方がいます。

■対象となる方

障がい者手帳所持者(身体障がい、知的障がい、精神障がい)、難病患者、障がい福祉サービスの受給者、その他ヘルプカードを必要とする方

■配布場所

八尾市障がい福祉課窓口(八尾市役所1階17番窓口)、八尾市立障害者総合福祉センター、各出張所、八尾市立社会福祉会館等

※ヘルプカードの窓口配布に合わせて、ホームページでヘルプカードの様式がダウンロードできます。

問い合わせ先:

八尾市 健康福祉部 障がい福祉課 電話番号 072-924-3838 FAX番号 072-922-4900